

阿賀町地域公共交通活性化協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「再生法」という。）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（名称）

第2条 この会の名称は、阿賀町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

（事務所）

第3条 協議会の事務所は、阿賀町津川580番地 阿賀町役場内に置く。

（目的）

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

（協議事項）

第5条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

（1）再生法に関すること。

ア 再生法第5条に規定する網形成計画の策定及び変更に関すること。

イ 網形成計画の実施に関すること。

（2）運送法に関すること。

ア 道路運送法施行規則第49条1号に規定する市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

イ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃及び料金等の協議に関すること。

（3）地域公共交通確保維持改善事業に関すること。

（4）その他に関すること。

ア 協議会の運営に関すること。

イ その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員は、別表に掲げる者とし、その任期は、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となったものの任期は、前任者の残存任期とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第8条 会長は、阿賀町副町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は、会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(事務局)

第11条 協議会の運営に関する事務を行うため、阿賀町総務課内に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の運営等)

第12条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委

員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決することを原則とする。

5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」(国自旅第161号平成18年9月15日)に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

8 次に定める場合又は会長が必要と認める場合にあっては、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うことを条件として、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができるものとする。

(1) JRダイヤ改正にあわせたバス時刻の変更(回数を変更する場合は除く)

(2) 停留所の新設(既存ルートに新たに設置するものに限る)

(3) 路線の付け替え(新設・廃止区間に停留所が存在しない場合に限る)

9 会議は原則として公開で行うとともに、協議会に関する情報及び議事概要は阿賀町のホームページ等を利用して公表する。

10 前9項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会の設置)

第13条 協議会は、必要に応じ分科会を設置することができる。

2分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

(1) 国、県、町等行政機関の委員

(2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに交通管理者からの選任委員

(3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

2 報酬及び費用弁償の額及び支給方法は、阿賀町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年4月1日阿賀町条例第42号）の例による。

(協議会の解散)

第17条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更)

第18条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月28日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		委員
法第6条第2項 第1号委員	計画作成市町村	副町長
法第6条第2項 第2号委員	公共交通事業者	新潟交通観光バス株式会社
		公益法人新潟県バス協会
		株式会社東蒲観光バス
		日本総合サービス株式会社
		阿賀町タクシー組合
		東日本旅客鉄道株式会社新潟支社
	道路管理者	国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所
		新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所
		阿賀町建設課
法第6条第2項 第3号委員	公安委員会	新潟県津川警察署
	地域公共交通の 利用者代表	阿賀町老人クラブ連合会
		阿賀町PTA連絡協議会
	学識経験者	長岡技術科学大学
	その他必要と認 める者	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課
		国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局
		新潟県新潟地域振興局企画振興部
		阿賀野市総務課
		新発田市市民まちづくり支援課
		東蒲原郡商工会振興協議会
		一般社団法人阿賀町観光協会
		阿賀町社会福祉協議会
		阿賀町町民生活課
		阿賀町健康福祉課
		阿賀町農林商工課
<u>阿賀町観光振興課</u>		
阿賀町学校教育課		